

報道関係者 各位

平成25年8月6日

国立医薬品食品衛生研究所

総務部長 日下田 敏彦 総務課長 猪股 以夫里

代表電話:03(3700)1141(内204)

直通電話:03(3700)8079

研究費補助金等の執行における不適切な会計処理

に係る調査結果等について報告

昨年6月、会計検査院が国立医薬品食品衛生研究所(以下「国立衛研」という。)の平成19~23年度の科学研究費補助金の執行調査を行ったところ、特定の取引業者との取引において納品が確認できない架空の取引(いわゆる「預け金」)ではないかと疑われる事例が見受けられたため、平成24年12月4日、国立衛研に対して事実関係の調査を行うよう要請があった。

この要請を受けて、専門的、客観的、中立的な立場から預け金の実態やその使途 について調査するとともに、今後の改善方策等を検討することを目的として、外部 調査委員会を開催し、本件の実態解明を行った。

調査の結果、預け金に該当する取引を行った者6名(現役職員1名、退職者5名)、預け金の総額7,848,202円(うち厚生労働科学研究費補助金にかかる預け金6,649,952円、試験研究費等にかかる預け金1,198,250円)で、件数は24件(うち厚生労働科学研究費補助金21件、試験研究費等3件)であった。

なお、預け金の使途は、研究あるいは業務の遂行に必要なものであり、納品やサービスの提供を受けていることや関係者からの聞き取り、現在も使用又は保管されている品目の現物確認を行った結果等を踏まえると、私的流用は認められないと判断した。

預け金発生の原因は、関係者からの聞き取り調査などの結果から以下のとおりと考えられる。

- 一部の研究員の研究費等の経理に関する法令遵守や倫理に関する規範意識が低かった。
- 事務部門において、個々の取引毎に納品時に物品と納品書に記載された納入品目 を突合するという検収が行われていなかった。

今後、外部調査委員会の報告書を踏まえて、再発防止策を実施するとともに、預け金に関与した関係者の処分及び預け金の国庫への返還を行う。

研究費補助金等の執行における不適切な会計処理に関する対応について

研究費補助金等の執行における不適切な会計処理に関して、国立医薬品食品衛生研究所 (以下「国立衛研」という。)所長が委嘱した外部の有識者から構成された研究費経理等外 部調査委員会(以下「外部調査委員会」という。)が報告書を取りまとめましたので、その 概要をお知らせするとともに、国立衛研としての再発防止策についてご報告いたします。

1. 報告書の概要

(1)調査の経緯

- 平成24年6月、会計検査院が国立衛研の平成19~23年度の科学研究費補助金の執行調査を行ったところ、特定の取引業者(以下「X業者」という。)との取引において納品が確認できない架空の取引(いわゆる「預け金」)ではないかと疑われる事例が見受けられたため、平成24年12月4日、国立衛研に対して事実関係の調査を行うよう要請があった。
 - ※ 「預け金」:業者に架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないのに納入されたなど として代金を支払い、その支払金を当該事業者に管理させるもの。
- この要請を受けて、専門的、客観的、中立的な立場から預け金の実態やその使途 について調査するとともに、今後の改善方策等を検討することを目的として、外部 調査委員会を開催し、本件の実態解明を行った。

(2)調査方法

- X業者から提供された預け金を整理したとする帳簿の写しによって特定された個人に対する聞き取り調査やX業者の総勘定元帳の関係部分の写し及び国立衛研に保存している経理書類との突合調査のほか、国立衛研のすべての研究員(既に退職した者を含む。)や国立衛研と取引のあるすべての業者を対象に書面調査を行うこと等によって、預け金の実態を網羅的にとらえることとした。
- 研究費等の経理書類の保存期間は5年間であり、既に平成18年度以前の経理書類

は廃棄していることから、調査は平成19年4月以降を対象とした。

- 調査の実務は、外部調査委員会における議論や指示を受けて、国立衛研総務部職員を中心に行った。
- X業者の帳簿によって特定された者のうち、既に死亡している元職員1名、重病療養中のため聞き取り調査を実施することが困難である元職員1名については、いずれも調査対象から除外した。

(3)調査の結果(個人ごとの調査結果については別添を参照)

- 預け金を行ったと判断した者:合計6名(うち、現役1名、退職者5名)
- 預け金の総額:合計 7,848,202円

うち研究費補助金にかかる預け金:6,649,952円

(すべて厚生労働科学研究費補助金)

うち試験研究費等にかかる預け金:1,198,250円

- 件数:合計 24件(1架空取引を1件として計上)
- 預けを行った時期:平成19年10月から平成22年4月
- 預け金の使途は、コピー機のトナー、パソコンの外部記憶装置(USBメモリー)、 筆記具等の消耗品、コピー機やパソコンの修理等のサービスなどであり、研究ある いは業務の遂行に必要なものであった。また、それらの物品に対する納品・サービ スの提供を受けていることや関係者からの聞き取り、現在も使用又は保管されてい る預け金で購入した品目の現物確認を行った結果等を踏まえると、私的流用は認め られなかったと判断する。

(4)預け金発生の要因

- 一部の研究員の研究費等の経理に関する法令遵守や倫理に関する規範意識が低かった。
- 事務部門において、個々の取引毎に納品時に物品と納品書に記載された納入品目 を突合するという検収が行われていなかった。

(5) 改善方策の提案

○ 不適切な行為をやらないようにする、やろうとしてもできないようにする、もし やっても発見できる体制にしておくという内部統制を確立する。

2. 国立衛研が実施する再発防止策

内部統制の確立

○ コンプライアンス研修等の実施

所長・副所長からの講話及び内部研修を毎年度実施し、すべての研究員に出席を 義務づける。

○ 法令遵守の誓約書の提出

すべての研究員に対して、研究費等の不正使用及び研究に関する不正行為を行わないよう法令遵守の誓約書の提出を義務づける。

○ 計画的な執行のための管理

研究費等の執行が年度末に集中することがないよう、計画的な試験研究等の業務を実施するため、管理部門において執行状況の管理及び早期執行に務めるよう研究 員に対して意識づけを行う。

- 発注・検収・支払業務の改善
 - ・発注業務の見直し

研究費補助金の発注について、管理部門が行う。

・検収業務の見直し

国立衛研に納品される物品等について、検収を確実に実施できるよう総務部に検収専門の窓口を設置し、納品物の突合・確認を行う。

・支払業務の見直し

納品時に検収実施済みの押印をした納品書等の所定の書類が確認できたものについて、決議書を稟議し支払いを行う。

○ 内部監査の改善

従前の証拠書類等に基づく監査に加えて、発注・検収・支払業務の改善が適正に 実施されているかどうかを含めた監査を実施する。

○ 通報窓口の運用

職員に対して内部通報窓口の周知を図り、不適切な行為を見逃さない環境の整備 に務める。

3. 研究費補助金等の返還

- 預け金については、関係法令等に基づき加算金を含めた国庫への返還を行う。
- X業者が現在も前受金として管理している残金(2件・総額3,747,728円)については、国庫への返還手続きを関係機関と協議し、適切に対処する。

4. 関係者の処分

不適切な経理に関与した者等については、非違行為の程度に応じて、関係機関と協議のうえ、厳正に対処する。

当事者	預け金	の総額	件数	預けの時期	調査結果概要	
A氏 室長	試験研究費等	950, 250 円	2件	H20. 3	平成19年度末に、平成19年度の試験研究費等を業者に預け金としてプールしたもの。	
B 氏 元主任研究官	研究費補助金	3, 655, 462 円	10 件	H19. 10~H22. 2	平成 19 年度から平成 21 年度にかけて、研究分担者が交付を受けたものを含めて、厚生労働学研究費補助金を業者に預け金としてプールしたもの。なお、預け金と判断した他に、調金をすることができた平成 19 年度より前に発生していた帳簿残金 2, 150, 431 円については理関係書類が既に廃棄されていること等から、預け金等の不適切な行為の有無を確認するはできなかった。	
C氏 元室長	研究費補助金	639, 324 円	2件	H20. 2	平成 19 年度末に、平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金を業者に預け金としてプールしたもの。預け金と判断した他に、調査対象とすることができた平成 19 年度より前に発生していた帳簿残金 626,590 円については、経理関係書類が既に廃棄されていること等から、預け金等の不適切な行為の有無を確認することはできなかった。	
D氏 元部長	研究費補助金	2, 160, 671 円	4件	H20. 2∼H21. 3	平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、厚生労働科学研究費補助金を業者に預け金としてプールしたもの。預け金と判断した他に、調査対象とすることができた平成 19 年度より前に発生していた帳簿残金 1,072,452 円については、経理関係書類が既に廃棄されていること等から、預け金等の不適切な行為の有無を確認することはできなかった。	
E氏 元部長	研究費補助金 試験研究費等 合 計	14, 630 円 248, 000 円 262, 630 円	4件 1件 5件	H20. 6∼H22. 4 H22. 4	平成 20 年度から平成 22 年度にかけて、試験検査費及び厚生労働科学研究費補助金を業者に預け金としてプールした。預け金と判断した他に、調査対象とすることができた平成 19 年度より前に発生していた帳簿残金 2, 697, 644 円については、経理関係書類が既に廃棄されていること等から、預け金等の不適切な行為の有無を確認することはできなかった。また、現在も X 業者が管理している残金として 2, 891, 138 円があることを確認した。	
F氏 元部長	研究費補助金	179, 865 円	1件	Н20. 3	平成 19 年度末に、平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金を業者に預け金としてプールしたもの。預け金と判断した他に、調査対象とすることができた平成 19 年度より前に発生していた帳簿残金 404,513 円については、経理関係書類が既に廃棄されていること等から、預け金等の不適切な行為の有無を確認することはできなかった。	
その他 7名				_	平成 19 年度以降に預け金を行った事実はなかった(うち 1 名については、X 業者帳簿の記載ミスと考えられる。)。なお、調査対象とすることができた平成 19 年度より前に発生していた帳簿残金 5,346,512 円については、経理関係書類が既に廃棄されていること等から預け金等の不適切な行為の有無を確認することはできなかった。また、現在も X 業者が管理している残として金 856,590 円があることを確認した。	

[※]私的流用は認められなかった。

[※]預け金と判断された者については、役職を記載している(退職者は、退職時の役職)。

国立医薬品食品衛生研究所 研究費経理等外部調查委員会

報告書

平成25年8月6日

1 経緯

- 平成 24 年 6 月、会計検査院が国立医薬品食品衛生研究所(以下、「国立衛研」という。)における平成 19~23 年度の科学研究費補助金の執行調査を行ったところ、特定の取引業者(以下、「X業者」という。)において納品が確認できなかったことから、同年 11 月に会計検査院がX業者への実地検査を行った。その結果、X業者との取引において納品が確認できない架空の取引(いわゆる「預け金」)ではないかと疑われる事例が見受けられたとして、平成 24 年 12 月 4 日、国立衛研に対して事実関係の調査を行うよう要請があった。
 - ※ 「預け金」:業者に架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないのに納入されたなど として代金を支払い、その支払金を当該業者に管理させるもの。
 - ※ X業者:東京都目黒区にある事務用機器・文房具等を主に取り扱う業者。平成 24 年度における国立衛研との取引額は約1,300 万円。
- この要請を受けて、同年 12 月 21 日、国立衛研は、内部に総務部長を長とする調査委員会を設けて、国立衛研の研究員が交付を受けた研究費補助金(以下、「研究費補助金」という。)及び国立衛研が会計法に基づき予算執行管理を行う研究費(以下「試験研究費等」といい、「研究費補助金」及び「試験研究費等」を併せて「研究費等」という。)にかかる経理処理について調査を開始したが、より専門的、客観的、中立的な立場から預け金の実態やその使途について調査するとともに、今後の改善方策等を検討することを目的として、「研究費経理等外部調査委員会」を開催することとした。
- 本委員会は、国立衛研と利害関係を有しない、会計、法律、医薬品等の研究に関する専門家3名で構成されており、平成25年3月1日の第1回会合から5回の会合を開催し、以下のとおり報告をとりまとめた。

2 調查方法

今回の調査は、X業者から提供された預け金を整理したとする帳簿の写しによって特定された個人に対する聞き取り調査やX業者の総勘定元帳の関係部分の写し及び国立衛研に保存している経理書類との突合調査のほか、国立衛研のすべての研究員や国立衛研と取引のあるすべての業者を対象に書面調査を行うこと等によって、預け金の実態を網羅的にとらえることとした。

具体的な調査方法は、次の(1)から(4)のとおりである。

ただし、研究費等の経理書類の保存期間は、厚生労働省行政文書管理規則 及び厚生労働科学研究費補助金取扱規程により5年間と定められており、平成18年度以前の経理書類は廃棄されていることから、預け金と判断できるものは平成19年度以降のものに限定せざるを得ず、調査は平成19年4月以降を対象とした。

また、X業者の帳簿によって特定された者のうち、既に死亡している元職員1名、重病療養中のため聞き取り調査を実施することが困難である元職員1名については、いずれも調査対象から除外した。

なお、調査の実務は、国立衛研総務部職員を中心に行った。

(1) X業者帳簿の名義人等に対する聞き取り調査

- X業者から提供された個人毎に整理された帳簿(写し)の名義人を対象とした。
- 名義人としての聞き取り調査の対象者は 13 名 (うち現役職員 4 名、退職者 9 名) である。
- これに加え、預け金と考えられる事案については、配分された研究費の一部がこれら預け金の原資となった研究分担者(6名)、当時の研究費等の経理を担当していた国立衛研総務部会計課職員(4名)等についても聞き取り調査を実施した。また、X業者のほか、名義人に対する聞き取り調査の中で預け金について言及のあった業者(2社)についても聞き取り調査を実施した。

(2) すべての国立衛研研究員を対象とした書面調査

○ 上記(1)のX業者帳簿の名義人として聞き取り調査の対象とした者

以外のすべての研究員を対象に、いわゆる預け金というような不適切な取引があったか否かを書面によって調査を行った。

- 対象者は、国立衛研に在籍するすべての正職員たる研究員(178名)の ほか、平成19年4月1日以降に退職した研究員(38名)及び異動した研 究員(3名)である。
- (3) すべての取引業者を対象とした書面調査
 - 上記(1)の聞き取り調査の対象となった3社を除く、平成20年度又は平成21年度の一般会計に係るすべての取引業者を対象に、いわゆる預け金というような不適切な取引があったか否かを書面によって調査した。ただし、地方公共団体、電気・水道等の会社、公的機関(大学、公益法人等)、交通機関、新聞販売店、葬儀社、人材派遣業務会社等については除外した。
 - 対象は、370 社である。

(4) 書類の突合

○ X業者より提供された帳簿と総勘定元帳関係部分の写しや国立衛研に 保存されている経理書類との突合わせによる確認作業を行った。

3 調査の結果

- (1) 預け金の実態について
 - X業者の預け金を整理したとする帳簿は、総勘定元帳が電子入力されているのに対し、手書きによる記帳であって、日付が前後している記載や二重記載が多く、また、正規の支払いを預け金であるかのように記載したもののほか、金額の間違い等が見受けられた。本委員会としては、これを踏まえ、当該帳簿の預け金に関する記載内容をX業者の総勘定元帳や国立衛研に保存されている経理書類と突合確認するとともに、本人や関係業者からの聞き取り調査等を実施し、全体を精査した上で、個々の事例毎に預け金に該当するか否かを判断した。
 - 調査の結果を要約すると、次のとおりである。
 - ・預け金を行ったと判断した者:合計6名(うち、現役職員1名、退職者5名)
 - ・預け金の総額:合計 7,848,202 円 うち研究費補助金が財源となった預け金:6,649,952 円 うち試験研究費等が財源となった預け金:1,198,250 円
 - ・預け金の件数:合計 24件(1架空取引を1件と計上) うち研究費補助金が財源となった預け金:21件 うち試験研究費等が財源となった預け金:3件
 - ・預けを行った時期:平成19年10月から平成22年4月
 - ・月毎の件数:2月8件、3月9件、4月4件、6月1件、10月2件 ※個人ごとの預け金の状況については、別添4及び5参照
 - 預け金を行ったと判断した6名のうち1名については、上司の示唆によってこのような行為を行ったという疑いがぬぐえない事例もあるが、関係法令等に基づき、厳正な処分が行われるものと考える。また、これらの預け金については、関係法令等に基づき加算金等を含めて、速やかに国庫に返還すべきである。
 - 預け金の使途は、コピー機のトナー、パソコンの外部記憶装置(USBメモリー)、筆記具等の消耗品の購入やコピー機やパソコンの修理等のサービスの提供であった。

これらについては、X業者の帳簿、納品書等の関係書類や関係者から

の聞き取り、現在も使用又は保管されている預け金で購入した品目の現物確認を行う等、委員会として精査したところであるが、

- ・ 預け金で購入した物品等はいずれも研究あるいは業務の遂行に必要 なものであること
- ・ 納品やサービスの提供を受けており、金額についても妥当なもので あること
- ・ 本人からの聞き取り調査において、私的流用はないと回答していること

等から、不審な点は特段見受けられず、委員会としては、私的流用はないと判断する。

- 預け金を行ったと判断した6名については、調査対象とすることができた平成19年度より前に帳簿残金(6,951,630円)が発生しているが、経理関係書類が既に廃棄されていること等から、預け金等の不適切な行為の有無を確認することはできなかった。
- X業者の帳簿の名義人となっている者以外で、配分された研究費の一部がこれら預け金の原資となった研究分担者(6名)については、研究分担者及び名義人に対する聞き取り調査の結果やX業者の帳簿の記載から、預け金に関与していないと考える。
- また、X業者から提供された個人毎に整理された帳簿の名義人のうち、預け金に該当すると判断した6名以外の者であって、X業者の帳簿記載ミスと考えられる1名を除く6名については、調査対象とすることができた平成19年度より前に帳簿残金(5,346,512円)が発生しているが、経理関係書類が既に廃棄されていること等から、預け金等の不適切な行為の有無を確認することはできなかった。
- X業者が現在も管理している残金 3,747,728 円 (預け金と判断した額 を超える残金がある1名(退職者:預け金の額を差し引いた残額 2,891,138円)及び預け金の事実は確認できなかったものの、X業者にいまだ残金がある1名(現役職員:856,590円))については、X業者が国に返金することを申し出ている。
- 研究費等の経理を担当する会計課職員については、聞き取り調査において購入された個々の物品等と納品書を突合するような厳格な形での検

収はほとんど行っていなかったと述べている。

- X業者のほか、名義人に対する聞き取り調査の中で預け金について言及のあった2業者については、調査の結果、預け金に関与した事実を確認することはできなかった。
- (2) すべての国立衛研研究員を対象とした書面調査の結果
 - 178 名中、休職者及び自宅療養者の各1名を除く、176 名から回答があり、いずれも預け金のような不正な取引はないとの回答であった。
- (3) すべての取引業者を対象とした書面調査の結果
 - 370 社のうち 277 社から回答があり、いずれも預け金のような不適切 な取引はないとのことであった (平成 25 年 8 月 5 日現在)。
 - 回答のない 93 社 (宛先不明で調査書類が返送された 27 社を含む) に ついては、住所等が不明なもの以外について再度調査票を送付したが、 回答は得られなかった。

(4) まとめ

- 退職者5名を含む合計6名の職員が預け金という不適切な行為を行っていたものと考えられる。その時期は、年度末あるいは年度始めに集中しており、研究費等の年度末の執行残額を預け金にあてたものと考える。
- また、上記6名を除くすべての職員から預け金のような不適切な取引はしていないとの回答が得られていること、すべての取引業者を対象とした調査においても同様の回答であること等からみて、これらの不適切な取引はいわゆる組織ぐるみのものではなく、特定の研究員が行ったものと考える。
- 委員会としては、法的な権限があるわけではなく、その調査には一定 の限界があるものの、関係者の協力を円滑に得ることができたこと等から、預け金の実態を明らかにするという役割を相当程度果たすことができたのではないかと考える。

4 預け金の発生要因

上記の調査結果に加え、研究費等の経理処理の実態に関する国立衛研総務 部職員からの説明等を考え合わせると、預け金の発生要因については、次の とおり考える。

- 一部の研究員の研究費等の経理に関する法令遵守や倫理に関する規範 意識が低かったことが今回のような事態を招いた根本的な要因ではない かと考える。
- それに加え、国立衛研における物品等の検収は、会計課職員が行うことと定められていたが、個々の取引毎に納品時に物品と納品書に記載された納入品目を突合するというような行為はほとんど実施できず、通例、支払請求時に取引業者から提出された請求書等の支出関係書類を基に支払い手続きを行っていたものであり、納品時の物品等の確認は、実質上個々の研究員に委ねられていた状況から、チェック機能が有効に働いていなかったと言わざるを得ない。
- なお、大学等においては、研究費補助金の間接経費(通例、補助金の30%)の一部を用いて経理体制の強化等を柔軟に行うことができるが、国立衛研等の直轄研究機関においては、間接経費の交付が受けられず、また、間接経費に見合う予算が措置されていないため、経理体制の強化や研究を支援するための体制の整備が十分とはいえないこと等が背景にあるものと考える。
- さらに、研究員側からみると、年度末の執行残額を、次年度に有効に 使いたい、研究機器・事務機器等の故障のような不測の事態に備えてお きたいというような思いとともに、返還することが事務的に難しいので はないか、返還すると次年度の研究費が減らされるのではないかという ような危惧等もあったものと考える。

5 改善方策の提案

預け金の発生要因や経理処理の実態に関する説明等をもとに検討した結果、委員会としては、次の(1)から(4)の改善方策を提案したい。委員会としては、ここに述べる方策によって今回のような事態は防ぐことができると考えるが、どのような方策をとろうとも、完全というものはなく、また、厳格な体制をとればとるほど、人員を含むコストを要するので、国立衛研を取り巻く状況の変化に応じ、今後とも、国立衛研において適時適切な方策を講じるよう期待する。

(1) 改善方策の基本

不適切な行為をやらないようにする、やろうとしてもできないようにする、もしやっても発見できる体制にしておくという内部統制を確立する。

(2)「やらないようにする」ための対策

今回の事案に鑑み、全般統制として、研究員の法令遵守や倫理に関する 意識を向上し、やらないようにするという雰囲気を高めることが重要であ る。このため、所長・副所長による講話、研修を毎年度実施し、すべての 研究員にその出席及び文部科学省の科学研究費補助金の例にならった法令 遵守の誓約書の提出を義務づけることを提案する。

また、研究費等の執行が年度末に集中することがないよう、すべての研究員が計画的に試験研究等の業務を実施することが重要であるので、研究員本人はもとより、管理部門においても、執行状況の管理に努めることを提案する。

(3)「やろうとしてもできない」ための対策

発注・検収・支払業務の改善として、研究費補助金の発注を管理部門が行う。さらに、購入する物品等と納品書を管理部門において、発注したものと齟齬がないか、個々に、納品時に、突合・確認することとし、当該納品書を支払の基とする。このためには、職員や非常勤職員等の業務増が発生するが、最低限の補強はやむを得ないものと考える。

(4)「もしやっても発見できるようにする」ための対策

国立衛研においては、会計検査院、厚生労働省による外部監査のほか、 内部監査が既に実施されているが、今回の事案は会計検査院が個々の納品 書を確認しようとしたことが契機になってみつかったものである。このた め、内部監査にあたっては、上記(3)の発注・検収・支払業務の改善が 適正に実施されているか、重点的に確認することを提案する。

また、職員に対して内部通報窓口の周知を図り、不適切な行為を見逃さない環境の整備に努めることを提案する。

6 おわりに

- 今回の事案は厚生労働省の直轄の国立試験研究機関において、一部の研究員とはいえ、預け金という不適切な行為を働いていたものであって、体制上いろいろな事情はあると斟酌するが、委員会としては遺憾と言わざるを得ない。ついては、国立衛研の全職員が一丸となってこのような事態が再び起こることがないよう真摯な取組みを早急に実施することを期待したい。
- また、医薬品、食品、化学物質等の品質や安全の確保に向けて、国立衛研の果たすべき役割がますます重要なものとなっている状況において、その研究員がより一層活発な研究活動を展開することができるよう、研究費等の経理や管理が研究員に過剰な負担とならないよう配慮することも忘れてはならず、これまで以上に厚生労働省や関係府省の協力が得られることも期待したい。

(参考資料)

- 別添1 委員名簿
- 別添2 検討経緯
- 別添3 国立医薬品食品衛生研究所の概要
- 別添4 個人ごとの預け金の状況
- 別添5 X業者の前受金(預け金)帳簿に記載のある者に対する調査結果

研究費経理等外部調査委員会 委員名簿

氏	名	ふりがな	現 職
岩田	太	いわた ふとし	上智大学法学部教授
宗岡	徹	むねおかとおる	関西大学大学院会計研究科教授
吉田	武美	よしだ たけみ	公益社団法人薬剤師認定制度 認証機構代表理事

(氏名五十音順)

研究費経理等外部調查委員会 検討経緯

- 第1回委員会 平成25年3月1日 これまでの調査結果や今後の調査等のあり方について検討
- 第2回委員会 平成25年3月27日 国立衛研における研究費等の経理事務、追加調査結果や今後の 調査等のあり方について検討
- 第3回委員会 平成25年4月23日 追加調査結果や今後の調査等のあり方について検討
- 第4回委員会 平成25年5月28日 追加調査結果や報告書(案)について検討
- 第5回委員会 平成25年8月6日 報告書のとりまとめについて検討

国立医薬品食品衛生研究所 概要

国立医薬品食品衛生研究所は、医薬品、医療機器、食品のほか、生活環境中に存在する 化学物質の人間への影響について、その品質、安全性及び有効性を評価するための試験研 究や調査を行うことを任務とする厚生労働省直轄の国立試験研究機関である。

≪沿革≫

- 最も歴史のある国立試験研究機関
- 〇 昭和24年に国立衛生試験所として世田谷に移転 〇 研究費等の総額:29億円
- 〇 平成9年に国立医薬品食品衛生研究所に改組
- 平成24年、川崎市川崎区殿町地区への移転を 決定し、28年度竣工を目標

≪基礎データ≫

- 〇 明治7年に東京司薬場として発足した、わが国で 〇 組織:所長、副所長、1センター、22の部・省令室等
 - 〇 所長:川西 徹 副所長:奥田 晴宏
 - 〇 定員:203名(うち、研究員175名)(25年4月現在)

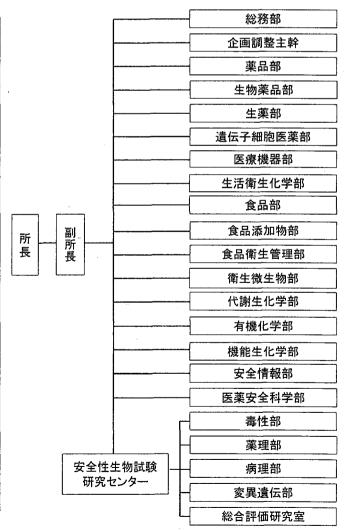
(うち、一般会計10億円、研究費補助金等19億円)(24年度) なお、一般会計予算総額は32億円(同年度)

- 〇 所在地:東京都世田谷区上用賀1-18-1
 - 電話:03-3700-1141 FAX:03-3707-6950
- 敷地面積:3万㎡ 建物面積:2.6万㎡

≪主な業務≫

事務 事業 業務内容 ○ 医薬品等の品質・安全性・有効性 の評価 ○ 食品中の残留農薬、食品添加物、微生 物、放射性物質等の研究 ○ 化粧品、家庭用品、飲料水及び室内空 気等の衛生化学的試験・研究 ○ 医薬品、食品、化学物質の安全性に関 試験 調査 する国内外の情報収集・解析・発信、 研究業務 データベースの作成、国際機関との協力 ○ 実験動物、細胞等を用い、医薬品、 食品・食品添加物、食品用器具・ 容器包装等の化学物質について、 安全性及び有効性を確保するため の試験・研究 等 一斉取締 ○ 医薬品・医療機器、食品、医薬部外品、 試験等業 化粧品について、薬事法等に基づく試 務 験・検査等を実施

≪組織図≫



(別添4)

個人ごとの預け金の状況

当時者	役職	預け金の総額	件数	預けを行った時期	月毎の件数
A氏	室長	研究費補助金	_	_	3月:2件
		試験研究費等 950, 250円	2件	H20. 3	••
		合 計 950, 250円	2件		
B氏	元主任研究官	研究費補助金 3, 655, 462 円	10 件	H19. 10∼H22. 2	10月:2件
DIC	八土江 听九 日		10 17	119. 10° 1122. 2	
		試験研究費等 一	10./#	_	2月:5件
		合 計 3,655,462円	10 件		3月:3件
C氏	元室長	研究費補助金 639,324円	2件	H20. 2	2月:2件
		試験研究費等 -		_	
		合 計 639,324円	2件		
D氏	元部長	 研究費補助金 2, 160, 671 円	4件	H20. 2∼H21. 3	2月:1件
) I All Par	試験研究費等 -		_	3月:3件
		合計 2,160,671円	4件		
E氏	元部長	研究費補助金 14,630円	4件	H20. 6∼H22. 4	4月:4件
LK	儿童戏	試験研究費等 248,000円	1件	H22. 4	6月:1件
		合 計 262,630円	5件	1122. 4	071 • 11
F氏	元部長	研究費補助金 179,865円	1件	Н20. 3	3月:1件
		試験研究費等 -			
		合 計 179,865円	1件		
合計		研究費補助金 6, 649, 952 円	21 件		
		初光資補助金 0, 043, 552 口	3件		
		合計 7,848,202円	24 件	}	

※退職者は、退職時の役職を記載

X業者の前受金(預け金)帳簿に記載のある者に対する調査結果

X業者の帳簿における記載	本人からの聞き取り調査結果	X業者からの聞き取り、書類突合等の調査結果	委員会の見解
(A氏)	(預け金) ・いずれの前受金も、年度末の庁費の執行残を預け金にあてたものである。 ・他業者への預け金はない。 (発生要因) ・ 当時の上司から、庁費の残額処理をしてほしいこと、X業者であれば預かってくれるので、同社に依頼し書類を整えるよう示唆されたことから、このような対応をしてしまった。 (使途・納品) ・ 私的流用はない。 ・ 一部受領書等のコピーが薄く確認できないものがあるが、ほぼ間違いなく納品されたと思う。	【書類の突合】 ・前受金について、平成 19 年度の試験研究費に相当する支出が計上されている。 【当時の上司からの聞き取り】 ・預け金に係る示唆はしていない。 【当時の同僚G氏からの聞き取り】 ・ブリンター、パソコン等の事務機器についてはX業者への発注が最も多かったこと、当時の上司 D 氏と A 氏との年齢差やそれに起因したと思える雰囲気等からみて、上司 D 氏が A 氏に預けを示唆するようなことがあったかもしれないと思う。 【当時の同僚H氏からの聞き取り】 ・当時の上司 D 氏は庁費、研究費補助金等の部内の経費すべてを自分で管理していたこと等からして、上司 D 氏の示唆で預けた可能性はあると思う。・・自分のサインがあるものは間違いなく、納品された。	(預け金) ・①、②とも、本人からの聞き取り、書類との突合等の調査結果から、預け金と判断する。 (上司の示唆) ・上司 D 氏は否定しているが、本人や同僚からの聞き取り調査結果等を勘案すると、そのような示唆があった疑いはぬぐえない。 (使途) ・X業者の帳簿と関係書類の突合や購入した品目の現物確認等の結果から、預け金で購入した物品等はいずれも研究あるいは業務の遂行に必要なものであって、不審な点は特段みられないこと、本人からの聞き取り調査において私的流用はないと回答していること等から、私的流用はないと判断する。 (参考) 預け金の総額:950,250円 うち、研究費補助金 うち、試験研究費 950,250円

\mathbf{r}	5
	3

X業者の帳簿における記載 本人か	からの聞き取り調査結果 X業者からの聞	き取り、書類突合等の調査結果	委員会の見解
(預け金) ・平成 18年7 ・ 中は 18年7 ・ 中は一貫 ・ では一貫 ・ では一間 ・ に対	「月1日の前期より繰越とされての、前受金とされているものは、す助金の執行残等をあてたものであいかの執行残等をあてたものであいた。このうち、では、一下、「厚労科研費」とは、一下、「厚労科研費」とは、一下、「厚労科研費」とは、一下、「厚労科研費」とは、一下、「厚労科研費」とは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方で	認出来ずれて厚生労働科学研究費補助金(以いう。)に相当する支出が計上されて下氏、②、③、⑤、⑥、⑦及び⑩はされていた。②、⑤、⑥、⑦及び⑪はされている。 「一氏、②、⑤、⑥、⑦及び⑪はされている。 「一氏、②、⑤、⑥、⑦及び⑩はされている。 「一方氏の間を取り」ででは、お願いしていた。 「一方にの間を取り」ででは、一方にの間を取り」である。 「一方にの間を取り」では、一方にの間を取り」では、一方にのは、一方にので、一方には、一方に、一方ででは、一方に、一方ででは、一方に、一方のでは、一方のの間を取り」ででは、一方のでは、一方のの間を取り」が、ででは、一方のでは、一方のの間を取り」が、一方のの間を取り」が、一方のの間を取り」が、一方のの間を取り」が、一方のの間を取り」が、一方のの間を取り」が、一方のでは、一方	はけ金) 一個のいずれも、本人からの聞き取り、書類との突合等の結果から、預け金と判断する。 お、前期からの繰越については、経理関係書類が既に廃意していること等から、預け金等の不適切な行為の有無を確認していること等から、預け金等の不適切な行為の有無を確認しているの原資となった研究分担者の関与)け金の原資となった研究分担者3名については、B氏が設定して管理していたことをB氏本人も、研究分担者3ほぼ同様の陳述を行っていること、X業者の帳簿もB氏の金として整理していること等から、預け金には直接関与に含む、全の実質的な経理担当者であったB氏が実行した。まえる。 議会 業者の帳簿と関係書類の突合や購入した品目の現物確認の表える。 議会 、業者の帳簿と関係書類の突合や購入した品目の現物確認の表える。 は会して整理していること等から、預け金には直接関与に表える。 は会してもいましていること等から、預け金には自接関の変合であった。 なるとしてもいましていること等から、預け金で購入した物品等はいずれも研究あるいに、表しいること等から、私的流用はないと判断する。

X業者の帳簿における記載		本人からの聞き取り調査結果	X業者及びその他関係者からの聞き取り、 書類突合等の調査結果	委員会の見解
<c氏></c氏> 前期より繰越 H18.7.1	元 室長626,590円	(預け金) ・いずれも、厚労科研費の研究費を預け金としたものと思う。また、平成18年7月1日の前期より繰越とされているものも、厚労科研費の執行残をあてたものではないかと思う。	(預け金) ・前期より繰越 確認出来す ・前受金については、いずれも厚労科研費に相当する支出が計上されている。	(預け金) ・①、②とも、本人からの聞き取り、書類との突合等の調査結果から、預け金と判断する。 なお、前期からの繰越については、経理関係書類が既に廃棄されていること等から、預け金等の不適切な行為の有無を確認することはできなかっ
前受金 ① H20.2.22 ② H20.2.26	219,009円 420,315円	・他業者への預け金はない。 (使途・納品) ・私的流用はない。		た。 (使途) ・X業者の帳簿と関係書類の突合や購入した品目の現物確認等の結果から、預け金で購入した物品等はいずれも研究あるいは業務の遂行に必要なものであって、不審な点は特段みられないこと、本人からの聞き取り調査において私的流用はないと回答していること等から、私的流用はないと判断する。
				(参考) 預け金の総額: 639,324円 うち、研究費補助金 639,324円 うち、試験研究費 -
				į.

•	
٠.	_
ы	_

X業者の帳簿における記載	本人からの聞き取り調査結果	X業者からの聞き取り、書類突合等の調査結果	委員会の見解
<d氏></d氏>			
·	(預け金) ・②、③及び⑪は、帳簿にも記載されている物品を購入したものであって、前受金と呼ばれるようなものではない。 ・⑪及び⑮については厚労科研費を預け金にあてたものと思う。 ・残りのものについては、覚えがない。(⑪及び⑭についてX業者は「内訳の中に一部納入しているものもあるが、内訳どおりの納品は行っていない」と回答していることを伝えたところ) X業者の回答を受け入れる。 ・他業者への預け金はない。 (使途・納品) ・私的流用はない。 ・受領書等には期日の記載漏れ等があるものもあるが、二重に引き落とされているものを除き、おおむね間違いなく納品されたものと思う。	【書類との突合】 ・前期より繰越 確認出来ず ・①~⑨については、時期的にみて、平成 18 年度研究 費補助金等の年度末の残額処理の可能性があるが、経理 書類等が廃棄されているため、確認できない。 ・⑪及び⑭については、厚労科研費の研究成果等普及啓 発事業の経費の一部として相当する支出が計上されていることを確認した。 ・⑫、⑬及び⑯については、試験研究費に相当する支出が計上されている。また、X業者の帳簿においても整合する物品の納入が計上されている。 ・⑪及び⑯については、厚労科研費に相当する支出が計上されている。 ・二重に引き落とされている件については、総勘定元帳には二重ではなく、それぞれ1件としての引き落としが記載されている。 【X業者からの聞き取り】 ・⑫、⑬及び⑯については、ご指摘の通り、帳簿にある物品を納入した代金である。 ・⑪及び⑯については、「指摘の通り、帳簿にある物品を納入した代金である。 ・⑪及び⑭については、内訳の中に一部納入しているものもあるが、内訳どおりの納品は行っていない。	(預け金) ・①~⑨については、前期からの繰越を含め、経理関係書類が既に廃棄されていること等から、預け金等の不適切な行為の有無を確認することはできなかった。 ・⑩及び⑮については、本人からの聞き取り、書類との突急等の調査結果から、預け金と判断する。 ・⑰、⑬及び⑯については、本人からの聞き取り、書類との突急、X業者からの聞き取り等の調査結果からみて、預け金ではないと考える。 ・⑪及び⑭については、X業者からの聞き取りやそれを受害を本人の弁明、書類との突合等の調査結果から、預け金と判断する。 (使途) ・X業者の帳簿と関係書類の突合や購入した品目の現物でに変いるを得ない。 (使途) ・X業者の帳簿と関係書類の突合や購入した品目の現物では業務の遂行に必要なものであって、不審な点は特段がれないこと、本人からの聞き取り調査において私的流用はないとと、本人からの聞き取り調査において私的流用はないこと、本人からの聞き取り調査において私的流用はないこと、本人からの聞き取り調査において私的流用はないことをあることをある。 (参考) 預け金の総額:2,160,671円 うち、研究費補助金 2,160,671円
			うち、試験研究費

	X業者の帳簿における記載	本人からの聞き取り調査結果	X業者からの聞き取り、書類突合等の調査結果	委員会の見解
26	である。 前期より繰越 H18.7.1 404.513円 前受金 ① H19.8.17 64,051円 ② H20.3.31 179,865円	(預け金) ・繰越金とされているものは、年度末の執行残を前受金にあてたものではないかと思う。 ・①の前受金とされているものは、X業者の帳簿に購入したものとして記載されている物品の代金として、適正に支払われたものであって、前受金と呼ばれるようなものではない。 ・②の前受金は、厚労科研費の執行残が前受金になったものと考える。 ・他業者への預け金はない。 (発生要因) ・②についても、通常の消耗品購入と考えていたものであって、預け金にしようとできず、年度末の残額処理の中で、自分の定年退職の時期と重なったないが、研究費が実質的に返還できず、年度末の残額処理の中で、自分の定年退職の時期と重なったことになったものと思う。 (使途・納品) ・私的流用はない。 ・②については退職後のものであるが、受領書等の記載からみて、納品されたものと思う。	【書類との突合】 ・前期より繰越 確認出来す ・①、②とも、試験研究費、厚労科研費に相当する 支出があることを確認した。 ・このうち、①については、X業者の帳簿において も整合する物品の納入が計上されている。 【X業者からの聞き取り】 ・①については、ご指摘の通り、帳簿にある物品を 納入した代金である。	(預け金) ・①については、本人からの聞き取り、書類との突合、X業者からの聞き取り等の調査結果からみて、預け金ではないと考える。 ・②は、本人からの聞き取り、書類との突合等の調査結果から、預け金と判断する。 ・なお、前期からの繰越については、経理関係書類が既に廃棄されていること等から、預け金等の不適切な行為の有無を確認することはできなかった。 (使途) ・X業者の帳簿と関係書類の突合や購入した品目の現物確認等の結果から、預け金で購入した物品等はいずれも研究あるいは業務の遂行に必要なものであって、不審な点は特段みられないこと、本人からの聞き取り調査において私的流用はないと回答していること等から、私的流用はないと判断する。 (参考) 預け金の総額:179,865円 うち、研究費補助金 179,865円 うち、試験研究費 -

<e氏></e氏>	
1	①、②、③、⑦、⑩及び⑪については、本人らの聞き取り、書類との突合、X業者からの聞き取り、書類との突合、X業者からのときえる。 ②、⑤、⑥、⑥及び⑨は、本人からの聞き取書類との突合等の調査結果から、預け金という。。 ③、⑥、⑥及び⑨は、本人からの聞き取書類との突合等の調査結果から、預け金といする。 ②、⑥、⑥及び⑨は、本人からの聞き取書類との突合等の調査結果から、預け金という。 ②、⑥、⑥及び⑨は、本人からの聞き取書類との突合等の調査結果から、預け金といる。 ②、前は、前期からの繰越については、経理関係類が既に廃棄されていること等から、とはでないないない。 ②はいまずるの原資となった研究分担者の関与のは、当時の部長であった巨氏が研究分担者の関係を表している。 ②はいまずると、であった巨氏が実行したものであるには、②はいること等から、預け金をまとのであった巨氏が実行したものであると、③はいること等から、預け金のに関係書類の突合や購入したことのは、当時の部長であった巨氏が実行したものであると、③はいること等から、預け金のに関係書類の突合や購入したことを表していることを表していること等から、私的流はないと判断する。